

消防計画（北野博善齋場）

第1条（目的）

㈱博善社は専有施設を使用して業務を行うに際し、消防法第8条第1項に基づいて、防火管理について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とした、消防計画を作成していなければならない。

第2条（適用範囲）

この消防計画は㈱博善社に勤務し、北野博善齋場に入出入りするすべての者に適用される。

第3条（防火管理業務の一部委託について 該当・非該当）

1. 委託を受けて防火管理業務に従事する者（消防設備士・建築有資格者等）は、この計画に定めるところにより、管理権原者（㈱博善社代表）、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。
平成14年に行われた消防用設備点検は、消防用設備点検を行っているという証明目的のために行われたものとしか思えない杜撰極まりない点検であった。
2. 受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。
㈱博善社は、(有)丸倉共立商事が平成22年に清田消防署に点検実施状況についての照会を行うまで消防設備士の資格を有する者と消防用設備点検委託業務契約の事実はなく、賃貸借契約満了まで委託業務契約を交わす意思はなかった。
3. 防火管理業務は、別表のとおり。

第4条（防火管理者の権限と義務）

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

北野博善齋場の防火管理者は、㈱博善社において管理・監督的立場になく、齋場に常駐している者が防火管理者となっており、消防計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って防火管理業務を行う指導的地位を有していない。

- (1) 消防計画の作成（変更）
建築基準法、消防法、その他法令を満たさない施設において、消防計画の作成は成り立たない。
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
平成18年、清田消防署の改善通知を受けるまで、㈱博善社は消防訓練を行っていなかった。
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督
平成18年、清田消防署の改善通知を受けるまで、㈱博善社が行うべき消防用設備等の点検を行っておらず、防火管理者は行うべき義務を履行していなかった。
- (4) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い

消防法で求めている消防用設備等の法定点検・整備が行われていたならば、消防法で求めている事項は満たされていなければならない。

(5) 改装工事など工事中の立ち会い及び安全対策の樹立

(6) 火気の使用、取り扱いの指導、監督

防火管理者は、火気使用機器取扱い説明書を確認し、取扱いの指導、管理を行っていないなければならない。

(7) 収容人員の適正管理

(8) 従業員等に対する防災教育の実施

平成 18 年の改善通知書により消防計画実施に疑義があり、防災教育の実施が行われる状況にはなかった。

(9) 管理権原者（㈱博善社代表）への提案や報告

北野博善斎場の防火管理者は管理・監督的立場の者ではなく、防火管理状況から実態は名目上の防火管理者であるとしか言いようがない。

(10) その他防火管理上必要な業務

第 5 条（消防機関との連絡）

1. 管理権原者（㈱博善社代表）等は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

(1) 防火管理者選任（解任）届出

北野博善斎場の防火管理者選任に際し、管理権原者（㈱博善社代表）は管理・監督的立場にいる者を防火管理者に選任していない。

(2) 消防計画作成（変更）届出

北野博善斎場には消防計画作成の実態はなかった。

(3) 自衛消防訓練実地の事前通報と指導の要請

平成 18 年、改善報告書後に(有)丸倉共立商事が建物診断の際に消防用設備の調査を依頼した会社に㈱博善社は消防訓練の指導を依頼し、竣工以降、初めての消防訓練を実施している。

(4) 消防用設備等点検結果報告（報告の期間 3 年に 1 回）

平成 22 年まで 6 ヶ月毎の定期点検は行われておらず、3 年に 1 度の点検結果報告書の提出もされていなかった。

(5) その他防火管理について必要な事項

2. 防火管理者は、消防機関へ報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括して、整備し、保管する。

防火管理業務に必要な書類等を消防計画と一括して、整備し、保管し、防火管理業務を実行していたなら、消防法を満たした消防計画となっていなければならない。

第 6 条（予防管理組織）

予防管理組織は、火災予防のための組織と自主点検、検査を実施するための組織と

する。

火災予防のための自主点検、検査が実施されていたならば、消防法を満たした消防計画となっているはずである。

第7条（火災予防のための組織）

火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに防火担当責任者、及び火元責任者を置くものとし、別表1のとおり、責任区分を定める。

第8条（防火担当責任者の業務）

火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。
- (2) 防火管理者の補佐

第9条（火元責任者の業務）

火元責任者は、次の業務を行うものとする。

火元責任者は施設において使用されている「火を使用する設備器具」の知識と設置状態を把握し、安全な設置状態にあるか確認し、維持管理を行っていない。

- (1) 担当区域内の火元管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震等における火気使用設備器具の安全確認に関すること。
- (4) 防火担当責任者の補佐

第10条（火気等の使用制限等）

防火管理者は、次の事項について喫煙及び火気等の使用の制限を行うものとする。

- (1) 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
- (2) 火気使用設備等の使用禁止場所及び使用場所の指定
- (3) 工事等の火気使用の禁止又は制限
- (4) その他必要と認められる次項

第11条（火気等の使用時の順守事項）

火気等を使用する者は、次の事項を順守するものとする。

- (1) 電熱器等の火気使用設備を使用する場合、指定場所以外では使用してはならない。
- (2) 火気使用設備器具を使用する場合は、事前に設備器具を検査してから使用すること。
消防法、メーカーの求める設置技術的基準を満たしていない。
- (3) 火気使用設備器具を使用する場合は、周囲に可燃物があるか否かを確認してから使用すること。
- (4) 喫煙場所以外では喫煙してはならない。

第12条（施設に対する順守事項）

防火管理者又は従業員は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を順守する。

- (1) 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
- (2) 避難口等に設ける戸は、容易に開錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (3) 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (4) 防火戸に近接して、延焼の媒体となる可燃物品を置かないこと。

第 13 条（工事人等の順守事項）

避難施設、消防用設備、防火区画等に係る工事を行う者は、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、作業計画を防火管理者へ提出し必要な指示を受けること。
- (2) 火気等を使用する作業にあつては、消火器等を配置すること。
- (3) 指定された場所以外では、喫煙等を行わないこと。
- (4) 危険物の使用は、防火管理者の承認を得ること。
- (5) 火気管理は、作業場ごとに責任者を指定して行うこと。
- (6) その他防火管理者の指示すること。

第 14 条（自主点検検査）

建物、火気使用設備、危険物等の検査は別表 2 に定める検査表に基づき、消防用設備等の点検は別表 3 により定期的実施するものとする。

点検検査は実施されていなかった

第 15 条（不備欠陥等の整備）

防火管理者は、各種結果報告に基づく不備欠陥次項について改修計画をたて、その促進を図るとともに管理権限者（株博善社代表）に報告するものとする。

建築基準法、消防法、その他法令違反を含む不備欠陥事項は一級建築士及び消防設備士等の有資格者による定期的に検査よって建物の維持保全計画が作成され、是正・改修がなされる。しかし、有資格者による検査は実施されておらず、建物の維持保全計画が作成されていないことは明らかであり、不備欠陥等の整備は不具合発生後という管理権原者（株博善社代表）の意思通りの対応を防火管理者は行っている。

第 16 条（点検・検査結果の記録及び報告）

防火管理者は、自主点検検査の結果を防火管理台帳に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、3年に1回、消防長に報告ものとする。

平成 22 年まで 6 ヶ月毎の消防用設備の点検や消防法で求められている事項を無視し、自主点検検査は行われていない。防火管理台帳も存在していなかった。

第 17 条（自衛消防隊の組織と任務）

北野博善斎場の自衛消防組織として △ △ を自衛消防隊長とし、自衛消防隊を別表のとおり指定する。

第 18 条（避難経路図）

防火管理者は、人命安全を確保するため消防用設備等の設置図及び野外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、従業員に周知徹底するものとする。

清田消防署へ届け出ている消防設備等設置届出書には、誘導灯及び誘導標識試験結果報告書、試験実施日、平成 7 年 12 月 14 日と記しており、避難口誘導灯 中 12 個 小 1 個が記載されている。しかし、建物 1 階東側の中 2 個分の非常口 2 箇所は未施工となっている。しかし、消防署には非常口の変更届けは提出されていないことから、避難経路図は消防署に提出した届出書に基づいて、実態とは異なる避難経路図が作成されていたことになる。

第 19 条（震災予防措置）

防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため各種設備器具の自主点検検査にあわせて、次の措置を行うものとする。

- (1) 建築物に付随する施設物の倒壊、転倒、落下を防止すること。
地震に際し、祭壇構造物の倒壊、転倒、落下により、排煙窓や操作部が塞がれ、操作不能となることが予測される。
- (2) 事務室内、避難通路、出入口等の棚、物品等の転倒、落下を防止すること。
- (3) 火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品燃えやすい物品を置かないこと。
- (4) 危険物施設における危険物品等の検査を行うこと。

第 20 条（地震等の安全措置）

火元責任者は、地震、建物、火気使用設備等の点検、検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後使用開始する。

建物、火気使用設備等の点検、検査は行われていない。施設は使用できない状態にある。

第 21 条（防災教育及び訓練の実施）

防火管理者は、防災教育及び訓練を別表 5 により行う。

第 22 条（防災教育の内容）

防災教育の内容は、次によるものとする。

- (1) 消防計画について
- (2) 従業員が守るべき事項について
- (3) 火災発生時の対応について
- (4) その他火災予防上必要な事項

第 23 条（訓練の計画）

防火管理者は、訓練を計画する際、消防機関へ実施計画を提出、必要に応じ指導を

要請し、実施後は結果報告書を提出するものとする。

附則

この消防計画は、平成 7 年 12 月 20 日から実施する。

別記様式第1号の2（第3条関係）（第51条の8関係）

消防計画作成（変更）届出書

年 月 日

札幌市清田消防署長 殿

防火
~~防災~~ 管理者

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

管理権原者

住 所 _____

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

氏 名 _____ ㊞

別添のとおり、~~防火~~ 防火管理に係る消防計画作成（変更）したので届け出ます。

防火対象物 又は 建築物その他の工作物の所在地	札幌市清田区北野3条3丁目148-1	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の名称 （変更の場合は、変更後の名称）	共立ビル(北野博善斎場)	
防火対象物 又は 建築物その他の工作物の用途 （変更の場合は、変更後の用途）	集会場(葬儀斎場)	令別表第1 (1-ロ) 項
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「防火
防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- ※印の欄は記入しないこと。

別表1

火災予防のための組織

防 火 管 理 者		役職・氏名	
防 火 担 当 責 任 者		火 元 責 任 者	
担 当 区 域	氏 名	担 当 区 域	氏 名

別表3

消防用設備等点検計画表

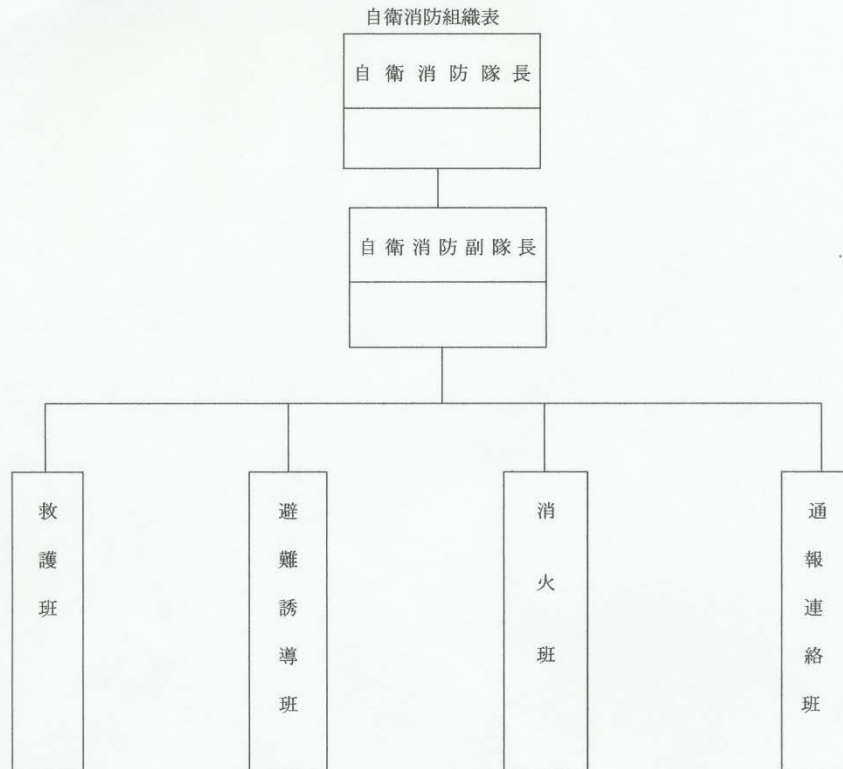
消防用設備等の種類	点検実施月日	
	機器点検	総合点検
消 火 器 具	平成22年まで点検は 実施されなかった。 以後、不明	
誘 導 灯		
自動火災報知設備		

別表2

建物・火気使用設備等の検査

区分	検査項目	検査結果				
		月日	月日	月日	月日	月日
避難施設	防火戸					
	階段					
	避難口	2箇所 未施工				
火気使用設備	厨房設備					
	ボイラー	給湯ボイラー 未施工				
	ガス給湯器	確認通知後、建築主同意なし設置			竣工後無断設置	
	FF暖房機	FF暖房機、3機 無断設置				
危険物等	危険物					
	LPG	LPGポンペ 無断設置				
	灯油タンク	3基 無断設置				
備考	ガス湯沸器	確認通知後、建築主同意なし設置				
	灯油給湯器	ロードヒーティング用灯油給湯器、2器 無断設置				
点検者印						
確認者印						
※記入方法 ○～正常 ×～不良 △～即時改修済み						

別表 4



消防活動任務分担表

担当係	担当員	任務内容
通報連絡班		<ul style="list-style-type: none"> 消防機関への通報 館内への伝達、関係者への連絡
避難誘導班		<ul style="list-style-type: none"> 非常口の開放、避難誘導 避難器具の設定、操作 負傷者及び逃げ遅れた者の確認
消火班		<ul style="list-style-type: none"> 出火場所への急行 消火器等による初期消火
救護班		<ul style="list-style-type: none"> 負傷者に対する応急措置 救急隊との連携、情報の提供

別表 5

訓練・教育計画表

訓練種別	実施月	訓練内容（教育含）	
総合訓練	月	・消火、通報、避難誘導等を連携して行う総合的な訓練	
部分訓練	消火訓練	月	・消火器、屋内消火栓その他消火器具の取扱い要領
	通報訓練	月	・消防機関（119）への適切な通報要領 ・館内への非常放送等伝達要領
	避難訓練	月	・避難誘導要領 ・避難器具の取扱操作要領